



Title	動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害（1）：民事責任に関する日米裁判例の比較検討
Author(s)	奥邨, 弘司
Citation	知的財産法政策学研究, 33, 105-153
Issue Date	2011-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/45722">https://hdl.handle.net/2115/45722</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ33_005.pdf



## 動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害(1) —民事責任に関する日米裁判例の比較検討—

奥 邨 弘 司

### 1 はじめに

動画投稿共有サイトは、ユーザが投稿した動画を、他のユーザが視聴することを可能とする Web サイトである。例えば、2005年2月にサービスを開始した YouTube<sup>1</sup>は、1分間あたりでは35時間分に及ぶ動画がアップロードされており<sup>2</sup>、1日当たりの閲覧数は20億回（全米3大ネットワークのプライムタイムの視聴者数合計の2倍に当たるとされる）を超えており<sup>3</sup>、現在、最も有名かつ頻繁に利用されている動画投稿共有サイトといえることができるだろう。

動画投稿共有サイトは、世界に向けたインターネット上の「放送局」として機能し、個人がマス（Mass）に対して情報発信することができる新しいメディアとして機能している。先日世上を賑わした、海上保安庁の内部ビデオ映像が投稿された事件等は、その典型であろう。

その一方で、誰でも簡単に投稿できるサービスの性質上、投稿者が投稿する動画について著作権やライセンスを有しているのか否かは通常確認

---

<sup>1</sup> <http://youtube-global.blogspot.com/2010/02/youtube-online-video-revolution.html> 参照（2011年1月30日確認。以下同じ）。

<sup>2</sup> [http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20101125\\_409197.html](http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20101125_409197.html) 参照。

<sup>3</sup> 2010年5月現在の数字（<http://youtube-global.blogspot.com/2010/05/at-five-years-two-billion-views-per-day.html>参照）。なお、YouTubeの閲覧が1日当たり10億回を超えたのは2009年10月であった（<http://youtube-global.blogspot.com/2009/10/y000000000tube.html>参照）から、わずか半年余りで閲覧数が倍になったことになる。

されない。そのため、少なからぬ動画が、無許諾投稿となっている。そこで、著作権者側は、ユーザが動画を投稿したことによって生じる著作権侵害について、動画投稿共有サイトの管理運営者の責任を問うことを試みている。例えば、先述の YouTube は、著作権侵害を理由に Viacom 社によって訴えられ、10億ドル以上の損害賠償を請求された<sup>4</sup>。

ユーザが動画を投稿することによって生じる著作権侵害について、動画投稿共有サイトの管理運営者はどのような民事的責任を負うのかという問題は、今、大きな注目を集めている。この点、先ほどの YouTube の事件を含め、本稿で紹介する米国の3件の裁判例では、サイトの管理運営者の責任は認められていない。一方我が国では、サイトの管理運営者の責任を認めた地裁判決が、高裁でも支持された。果たしてこの違いはどこから来るのだろうか。

本稿は、動画投稿共有サイトの管理運営者の著作権侵害に関する民事責任が問題となった、米国の裁判例と日本の裁判例について紹介することを通じて、動画投稿共有サイトの管理運営者の責任論について検討するきっかけを提供することを目的とする。

## 2. 米国における裁判例

ユーザが、著作権者に無断で動画投稿共有サイトに投稿した動画に関して、動画投稿共有サイトの管理運営者の責任が争われた米国の裁判例3件 (Io Group, Inc. v. Veoh Networks, Inc., 586 F. Supp. 2d 1132 (N.D. Cal. 2008)、UMG Recordings, Inc. v. Veoh Networks, Inc., 665 F. Supp. 2d 1099 (C.D. Cal. 2009) および Viacom International, Inc. v. YouTube, Inc., 95 U.S.P.Q.2D (BNA) 1766 (S.D.N.Y. 2010)) について紹介したい。うち2件は、Veoh Networks 社 (以下、Veoh) に対するものであり、今ひとつは先述の YouTube 社に対するものである。いずれも地裁での判断であるが、原告である権利者の訴えを退けるものとなっている。

3件とも注目すべき裁判例であると思われるが、これまで我が国ではあまり紹介されてこなかった感があるため、以下、頁数を割いてできる限り

<sup>4</sup> <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/03/14/15067.html> 参照。

詳しく紹介することとしたい。

### 2.1 Veoh に対する事件の経緯

Veoh を被告とする2件の訴訟の時間的な関係を整理すると次のようになる。

2006年6月23日	Io Group 社 (以下、Io) が Veoh を提訴 (Io 事件)
2007年9月4日	UMG Recordings 社が Veoh を提訴 (UMG 事件)
2008年8月27日	Io 事件について、Veoh 勝訴の正式事実審理省略判決 (summary judgment) 586 F. Supp. 2d 1132 (N.D. Cal. 2008)
2008年12月29日	UMG 事件について、Veoh のサービスが、512(c) 条のセーフハーバの射程内であるとする中間決定 620 F. Supp. 2d 1081 (C.D. Cal. 2008)
2009年5月5日	UMG 事件について、Veoh の出資者に対する二次的責任に基づく訴えを却下することを求める申立てを認容する決定 2009 U.S. Dist. LEXIS 70553
2009年9月11日	UMG 事件について、Veoh 勝訴の正式事実審理省略判決 665 F. Supp. 2d 1099 (C.D. Cal. 2009)

本稿では、上記のうち、Io 事件と UMG 事件についての正式事実審理省略判決を取り上げたい。

### 2.2 Io 事件 : Io Group, Inc. v. Veoh Networks, Inc., 586 F. Supp. 2d 1132 (N.D. Cal. 2008)

#### 2.2.1 当事者および事実関係

原告である Io 社は、Titan Media の名称でアダルト動画を提供することを事業としている。一方、被告である Veoh は、動画投稿共有サービスを提供している。Io は、自社のコンテンツが、Veoh のユーザによって動画投稿共有サービスに無断で投稿され、著作権侵害 (直接侵害、寄与侵害、代位責任) が生じていることを理由に Veoh を訴えた。

Veohの動画投稿共有サービスの概要を説明すると次のようになる。まず、動画を投稿しようとするユーザは、ユーザ名・電子メールアドレス・パスワード等を登録する必要がある。登録に際しては、著作権法を遵守すること、Veohが定めた規約に違反した際は登録が解除されること、等を定めた規約が画面に表示され同意が求められる。登録を済ませたユーザは、動画を投稿する際に、当該動画の①タイトルと紹介文の付加、②キーワードまたはタグの付加、③カテゴリーの選択、④レーティングの選択を行う。投稿された動画ファイルについては、Veohのサーバによって、同サーバが受け入れ可能なファイルか否かがチェックされる。投稿された動画ファイルからは、メタデータ等が抽出され、ID番号等が付加された上で、サーバに、オリジナルフォーマットとFlashフォーマットの両形式で蓄積される<sup>5</sup>。なお、Flashフォーマットへの変換は、Veohのサーバによって自動的に行われる。また、Veohのサーバは、投稿動画について自動的にスクリーンキャプチャを作成し、作成されたキャプチャはユーザが視聴したい動画を探す際の手がかりとして利用される。現在Veohは、Googleによる広告プログラムを画面上で提供しているが、訴状で問題とされている期間においては、サイト上に宣伝は存在しなかった。また、Veohのサービスでは、プレミアムコンテンツと呼ばれる有料課金コンテンツが存在し、その場合手数料がVeohに入るが、現時点でその実績はない。

Veohが、同社のサービス上での著作権侵害を防止するために、どのような取り組みを行っているかをまとめると次のようになる。まず、Veohの従業員は、投稿された動画が公開された後に、「スポット・チェック」を行っており、投稿動画にユーザが付加した説明文やユーザが選択したカテゴリーが正しいかをチェックしているが、その際に、明白な著作権侵害コンテンツを見つけた場合は削除している。また、著作権侵害動画を投稿したユーザには警告を行っているが、1度警告したユーザが再び侵害コンテンツを投稿した旨の通知を第三者から受け取った場合、当該ユーザが投稿した全ての動画を利用不可能とし、またそのユーザが再び同じ電子メールアドレスで登録できないように、アドレスをブロックしている。さらに、

<sup>5</sup> 前者は、Veohが配布する専用ソフトでダウンロードが可能であり、後者は一般に流通しているFlashプレーヤーで閲覧が可能である。

フィンガープリント技術も採用している。

なお、Veohは、DMCA (Digital Millennium Copyright Act) に基づく通知を受け取る代理人を定めていたが、訴訟提起まで、同代理人あても含めて、IoがVeohに著作権侵害について通知を行うことはなかった。そのため、本件訴状の送達を受けるまで、Veohは著作権侵害の存在を認識していなかった。また、訴訟提起の前までに、Veohは全てのアダルト・コンテンツを削除することを決めてそれを実行していたため、訴訟提起の時点ではIoのコンテンツは他のアダルト・コンテンツと共に既に削除されていた。

## 2.2.2 争点

Ioが侵害責任(直接侵害、寄与侵害および代位責任)の問題に関して正式事実審理省略判決を申し立てたところ、これに対抗してVeohは、DMCA512(c)条のセーフハーバ(safe harbor)に適合する旨の正式事実審理省略判決を求めた。この点本来なら、責任の問題を論じた上でセーフハーバについて論じるべきであろうが、裁判所は「DMCAのセーフハーバは、サービスプロバイダを責任から免じない一方で、著作権者には限定的な差止救済のみを与えるに過ぎない<sup>6</sup>。したがって、本件の状況下では、まず、512(c)条のセーフハーバが適用されるかについてのVeohの申立てを検討するのが、適切かつ効率的であると考え。」と述べた。そのため、本件の主な争点は次の通りである。すなわち、①Veohが反復的侵害者ポリシーを合理的に実行しているか、②Veohのシステム上の素材(material)はユーザの指示で蓄積されたといえるか、③Veohは明確な侵害を認識していたのではないか、④Veohは侵害行為を管理する権利と能力を有し、かつそのような行為から直接的な金銭的利益(financial benefit)を得ていたのではないか、の4点である。

<sup>6</sup> 「サービスプロバイダを責任から免じない」というのは、分かりにくい言い回しであるが、忖度するに、著作権侵害責任を負わなくなるわけではない、ということを目指しているのではないだろうか。つまり、侵害責任は負うが、セーフハーバによって、著作権者はそれに対して損害賠償請求を行使できず、差止めについても限定的な請求ができるだけに過ぎないというのが、この部分の大意であろう。関連して、2.5.3参照。

### 2.2.3 カリフォルニア北部地区連邦地裁の判断<sup>7</sup>

地裁は以下のような理由から、「たとえ原告の侵害主張が正式事実審理省略判決の資格ありとされたとしても、当裁判所は、Veohは損害賠償についてはセーフハーバによって保護され、限定的な差止救済は争訟性を喪失した(moot)、と結論付ける」と判断し、原告の請求については論じないままに、Veohの主張を認める正式事実審理省略判決を下した。

#### (1) サービスプロバイダ要件

「オンライン上の著作権侵害責任制限法(OCILLA)は、4つのセーフハーバによって、適格サービスプロバイダについて、請求された著作権侵害に関する責任を制限する。

これらのセーフハーバは、(1)透過的なデジタルネットワーク通信、(2)システムキャッシング、(3)ユーザの指示によってシステムやネットワーク上に存在する情報、(4)情報探索ツールのそれぞれの場合について、責任からの保護を提供する。……

4つのセーフハーバのいずれかを利用するためには、Veohはまず一定の閾値要件を満たさなければならない。すなわち、同社はまず『サービスプロバイダ』(512(k)条参照)でなければならない。かつ、反復的侵害者のアカウントを、適切な状況下では、解除するであろうことを定めたポリシーを採用し、かつそれを合理的に実施し、会員に通知しなければならない。512(i)(1)(A)条参照。さらに、サービスプロバイダは、著作権者が、著作物の特定や保護のために利用する『標準的技術手段』に適応しかつ妨害しないことを義務付けられる。512(i)(1)(B)条参照。……

IoはVeohがDMCA512(k)(1)(B)条に定義される『サービスプロバイダ』であることは争っていない。また、Veohが(a)反復的侵害者ポリシーを採用し、アカウント保持者に通知していること、(b)著作物を保護するために使われる『標準的技術手段』に適応し妨害していないこと、についても

<sup>7</sup> 本件は、Magistrate Judge(治安判事)と呼ばれるいわば補助裁判官による判断である。本来、補助裁判官は判決を下すことができないが、28 U.S.C. § 636(c)および連邦民事手続規則73条の定めによれば、両当事者が同意すれば、通常の裁判官と同様に手続を進めることが可能であり、本件の場合、両当事者がその旨合意している。

争ってはいない。しかしながら、IoはVeohが同社の反復的侵害者ポリシーを合理的な方法で実行しているか否かについては、トライアルにかかるべき論点があると主張している。」

#### (2) 争点④(反復的侵害者への対応)についての判断

「DMCAは何が『合理的に実行されている』手段かについて何も言及していない。にもかかわらず、第9巡回区控訴裁は、『サービスプロバイダが、実効性のある通知システムとDMCAに合致した通知を処理する手続きを有し、著作権者がそのような通知を発行するために必要とされる情報を集めることを積極的に妨げていないなら、サービスプロバイダは、ポリシーを<実行>している。』と判断した。Perfect 10, Inc. v. CCBill, LLC, 488 F.3d 1102, 1009 (9th Cir. 2007)『法律はサービスプロバイダが様々な手続きを実行することを認めている。しかし、そのような実行は、<適切な状況下で>サービスプロバイダが、繰り返しまたは明らかに著作権を侵害するユーザを解約するとき適切なものである。』

……たちの悪いユーザが、異なるユーザ名とアイデンティティで再び現れる仮定の可能性は、Veohのポリシーの実行に関する真正な事実に関する争点をもたらさない。Corbis Corp. v. Amazon.com, Inc., 351 F. Supp. 2d 1090 (W.D. Wa. 2004)において、同事件の原告は、被告であるAmazonは、以前侵害行為を行った者がAmazonの小売サイトに別の名前で再び現れることを妨げていないので、同社自身の反復的侵害者ポリシーを合理的に実行することに失敗したと主張した。DMCAが、完全ではなくて合理的なポリシーを求めていることを踏まえて、裁判所は『[反復的侵害者が( )は筆者注釈を示す。以下同じ。]異なるユーザ名とアイデンティティでzShopに現れたという単なる事実それだけでは、Amazonの解除ポリシーの手続的な実行に関する事実について、正当な疑問を生じさせない。』と判断した。Corbis(at 1104)。同事件では、Amazonが意図的に反復的侵害者に新しいアカウントの開設を認めたとする証拠を原告は提示しなかった。また、原告は、Amazonが、反復的侵害者によるアクセスを拒否する、より効果的で合理的な手段を実行することができたはずだという点も示さなかった。Id. at 1103-04.

……512(i)条は、サービスプロバイダが、反復的侵害の証拠について特

定の手法でユーザを追跡したり、反復的侵害の証拠のために、積極的にユーザを取り締まったりすることを求めている。CCBill (at 1109-10)。代わりに、『サービスプロバイダが侵害についての認識を持ったときに、応答し損なったときにのみ、ポリシーは不合理なものとなる』Id. at 1113。本件では、争いのない証拠によって、Veohが(a)実効的な通知システムを有していること、(b)DMCAに合致した通知を取り扱う手続きを有していること、(c)著作権者が、そのような通知を発行するために必要な情報を収集することを積極的に妨害していないこと、が示されている。被告は、侵害者を追跡していないからセーフハーバに適さないと原告は主張している。しかしながら、Veohは侵害として特定されたコンテンツを追跡し、いかなるユーザによってアップロードされることも永久にブロックしている。」

### (3) 512(c)条に基づくセーフハーバの適用

「DMCA § 512(c)はサービスプロバイダが、『ユーザの指示による素材の蓄積であって、サービスプロバイダによってまたはサービスプロバイダのために管理されまたは運営されているシステムまたはネットワーク上に存在するものを理由とした著作権の侵害に対する』責任を制限する。

……サービスプロバイダは、

(1) 侵害を知らないとき、

または

(2) (a) 現実の認識を有する場合、(b) 侵害行為が明白であるような事実または状況を認識している場合、もしくは(c) DMCAに合致した通知を受け取った場合、のいずれかの場合に、素材を迅速に削除するかアクセスを不可能にするとき、

のいずれかのとき、

(3) 侵害行為について管理する権利と能力(right and ability)を持たないか、持っている場合には侵害行為に直接的に帰することができる金銭的な利益を得ていない限り、

512(c)条の下でのセーフハーバに適格である。」

### (4) 争点②（ユーザの指示による蓄積か）についての判断

「原告は、[投稿された動画ファイルの] 公表過程で作成されるFlashフ

ァイルとスクリーンキャプチャは、『ユーザの指示により』Veohのシステム上に蓄積されるのではなくて、Veoh自身の行為と判断によって蓄積されるものである、と主張している。……

……提出された証拠に基づくと、本裁判所は、このことによってVeohが512(c)条のセーフハーバから不適格になることはない結論付ける。

……OCILLAの構造と文言は、512(c)条のセーフハーバを求めるサービスプロバイダは、素材を蓄積するのみに限られないことを示している。……たぶん、最も明白なのは、OCILLAが『サービスプロバイダ』について2つの定義を有していることだ。……

[導管のみを指す狭いサービスプロバイダの定義とは] 対照的に、『サービスプロバイダ』の広範な定義——Veoh社がこれに当てはまることは両当事者が同意している——には、素材の改変に対するそのような限定[素材の内容についての改変なしに、という限定]は含まれていない。……もし、議会が、ユーザが提供した情報をサービスプロバイダが改変する場合について限定を付すつもりだったなら、それを明示的にかつ明確に示さなく明らかにしていただろう。」

### (5) 争点③（侵害の認識）についての判断

#### (i) 現実の認識

「この訴訟を提起する前に、[この訴訟で] 主張している著作権侵害のいずれについても、原告がVeohに通知をしていないことは争いが無い。故に、提出された証拠上、Veohが問題となっている侵害とされている行為について現実の認識を欠くことについて疑問はない。」

#### (ii) 侵害行為の明白性

「このいわゆる『危険信号(Red Flag)』テストの下では、『侵害行為が明らかであることを事実や環境からサービスプロバイダが気付いているときに、侵害物に関する対処をし損なう場合に』サービスプロバイダはセーフハーバを失う。CCBill (at 1114 (512(c) (1) (A) (ii) 条を引用))。サービスプロバイダが気付いているか否かを判断する上で『問題は、<合理的な人間が与えられた全ての状況から何を導き出すか>である。』Corbis (at 1108 (Nimmer on Copyright § 12B.04[A][1], at 12B-49引用))。『別の視点で

は、問題は、サービスプロバイダが「侵害を」気付くような騒々しい要素をもつともせずに、わざと進めたかどうかである。』Id. 言葉を換えれば、『明白な認識は、サービスプロバイダが、明白な侵害についての「危険信号」を見て見ぬふりをした証拠を必要とする。』Id.

Ioは本件に明白な侵害の『危険信号』が幾つか存在したと主張している。著作権法205(c)条に基づけば、著作権登録によって、作品に対する権利の所在について擬制認識が与えられるとIoは主張している。また、原告は問題の作品はプロフェッショナルに創作されており、さらに、あるものにはIoの商標が含まれていたと主張している。……また、いずれにしても、18 U.S.C. § 2257(f) (4) で求められるラベルがないことは、投稿するユーザが問題のコンテンツを投稿することについて権限を有しない『危険信号』であったとIoは主張している。

しかしながら、Veohのユーザによって投稿された、[Ioが] 侵害と主張しているビデオファイルのいずれにも、Ioの著作権表示は含まれていなかった。[商標に関して] Veohが気付きながらそれを無視したということ推測させる証拠はない。当裁判所は、投稿されたコンテンツが、プロが作ったものという性質を有することで、要求されるレベルの認識や気付きをVeohに帰すに十分な、侵害についての『危険信号』に、当然なるという風には考えない。……

原告に最も有利な観点から証拠を検討しても、連邦表示諸法の違反があるかもしれないとVeohが気付いていたか否かに関する事実についての疑問を呈するのが最大限である。しかしながら、連邦表示諸法についての違反があるかないかは、当裁判所での問題とは関係がない。本件で示された状況の下では、要求されるラベルの欠如は、原告の著作権が侵害されていることについて、Veohが「法律上」要求されるレベルの認識または気付きを有していたかどうかに関する重要な事実についての真正な争点をもたらさない。」

### (iii) 迅速な削除

「Veohが、問題となっている侵害と主張されている行為について十分な認識または認知を有していたと想定しても、もし同社が当該素材を迅速に削除するか、それへのアクセスを不可能にするなら、Veohはセーフハー

バによる保護を失わない。17 U.S.C. §§ 512(c) (1) (A) (iii) および512(c) (1) (C)参照。また、Corbis (at 1108) も参照。本件は、Veohが、[本件で主張されている] 著作権侵害についての通知を受け取る前に、同社独自に、全てのアダルト・コンテンツを自身のサイトから削除したという点で、幾分通常でない状況を呈している。

にもかかわらず、Veohによって提出された争いのない証拠は、同社がDMCAに合致した著作権侵害通知を受け取ったとき、必要に応じて、通知を受け取った同日に（またはその後数日のうちに）、同社が対応し、通知されたコンテンツを削除していることを示している。……

結局、Veohが、侵害の『危険信号』に気付きながら、意図的に無視することを選んだ、または侵害行為について認識や認知を得た侵害素材を削除するかアクセスを不可能にするために、迅速に行動し損ねたという重要な事実に関する真正な争点を示す証拠が存在しない。」

### (6) 争点④（管理権と能力）についての判断

「以上にもかかわらず、サービスプロバイダは、(a)侵害行為を管理する権利と能力を有し、かつ(b)そのような行為に直接帰する金銭的な利益を受け取っている場合、512(c)条のセーフハーバの保護を失ってしまう。512(c) (1) (B)条。『セーフハーバが否定されるためには [(a) と (b) の] 両要素が共に満たされる必要がある。』Corbis (at 1109)。これらの要件は、代位責任に関するコモン・ローの基準から発展してきたものであり、第9巡回区控訴裁判所は、DMCAにおけるこれらの要素はコモン・ローに合致するように解釈されるべきと示唆した。CCBill (at 1117) 参照。……ここでの目的のために、Veohが、侵害と主張されている行為から直接的な金銭的利益を得ていると推定（決定するわけではない）しても、被告はそのような行為に対する管理権と能力を有していないと、当裁判所は判断する。……

最高裁判所によって公式化されたように、『直接侵害を停止したり制限したりするための権利の行使を断る一方で、直接侵害から利益を得ることによって、代位的に侵害することになる。』Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913, 930, 125 S. Ct. 2764, 2766, 162 L. Ed. 2d 781 (2005)。『故に、Groksterの基準の下では、被告が直接的な侵害行為を止めさせたり制限したりする法的な権利を持ち、そうすることが現実的に

可能である場合に、被告は直接侵害に関して管理を及ぼしていることになる。』Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc., 508 F.3d 1146, 1173 (9th Cir. 2007).」

「原告は、Veohが、同社のWebサイト上で、ユーザが多数の違法等の行為に従事することを禁止するポリシーを策定し実行しているため、本件においては、必須である『管理する権利と能力』の要素が存在している旨、主張している……。

しかしながら、512(c)条の分かりやすい文言は、Veohがそのシステムを管理する権利と能力を有するかではなくて、むしろ侵害行為を管理する権利と能力を有しているか否かを問うのが適切であることを示している。本件で示された事実と状況の下では、両者は完全には同じものではない。

まず、法律はサービスプロバイダが自身のシステムまたはネットワークを管理していることを前提としている。……[その上で]セーフハーバは、特に、『侵害行為』を『管理する権利と能力』を有するサービスプロバイダに対しては閉ざされている。17 U.S.C. § 512(c) (1) (B)。

さらにいえば、侵害行為を管理する権利と能力が、サービスプロバイダのWebサイトに掲載されたりまたはそのシステムに蓄積されたりした素材に対するアクセスを、サービスプロバイダがブロックしたり除去したりする能力を意味することは、[それらが]DMCAに用いられた概念である以上、あり得ないと裁判所は判断してきた。……それに逆に判断することは、DMCAに内部矛盾をもたらす……。

DMCAは、サービスプロバイダが、侵害主張の通知を受け取ったとき、自身のシステムに掲載された素材を除去したりアクセスをブロックしたりすることを特に求めている。DMCAはまた、適切な状況下では、反復的侵害者である、サービスプロバイダのシステムまたはネットワークのユーザを解除する旨のポリシーを採用し合理的に実行しているサービスプロバイダのみに、責任制限が適用されることを定めている。

サービスプロバイダが、DMCAによって特に求められている[これらの]行為を行うことで、DMCAのセーフハーバ規定の下での免責を失うと裁判所が判断することを議会が意図したはずがない。」

「Veohは、少なくともひとつの重要な側面で[DMCAによる免責が認め

られなかった]Napsterとは異なる。Napsterは、著作権侵害のための場所と設備を提供するためだけに存在し、システムに対するNapsterの管理は著作権侵害行為を管理する能力と直接的に強く結び付いていた。……

逆に、本件では、Veohのシステムを管理する権利と能力は、侵害行為を管理する権利と能力と同じものではない。Napsterとは異なり、Veohが、そのシステム上での著作権侵害を助長することを狙っていることの示唆はない。そして、コンテンツがアップロードされる前に、ユーザがどのコンテンツをアップロードするかをVeohが管理できたという証拠もない。……全てのファイルの包括的な検証が現実的であったと結論できる合理的な陪審員はいないだろうと当裁判所は判断する。

……たぶん最も重要なのは、Veohが、そのシステムの構造上許される最大限度、そのシステムを監視することに成功していない点について、[証拠上の]示唆がないことである。……これらは全て、Veohが、自社のWebサイト上での著作権侵害の発生を促進するのではなくて、減少させる手段をとってきたということを示している。……

にもかかわらず原告は、サイト上で著作権侵害が発生することを防止するために、Veohはビジネスの運営手法を変更すべきであったと主張している。特に、投稿者であるユーザの名前と住所、制作者、あるファイルについて投稿者が投稿する権限を持っていること、について情報を入手して確認することにより、投稿されてくるビデオ全ての出所をVeohは検証すべきであった、と原告は主張している。……

……問題は、Veohが、それを止める権利を行使するのを断ったか否かである。ビジネスの運営手法を変更することを断ったことは、侵害行為を管理する権利と能力を行使することを断ったのと同一ではない。さらにいえば、前述のように、DMCAはサービスプロバイダに対して、侵害者を特定の方法で扱うことを求めている。」

#### (7) 差止めの必要性

「DMCAのセーフハーバは適格サービスプロバイダを責任から免責はしないが、『セーフハーバは著作権[侵害]責任から生じる全ての金銭的救済、そして大抵の衡平法上の救済から、適格サービスプロバイダを保護する。』Corbis (at 1098-99) 参照。裁判所は、本件で示された特定の実実に基

づけば、Veohは512(c)条の下でのセーフハーバに適格であると判断するので、原告に可能な救済は、512(j)条の下での限定的な差止めのみである。本件では、主張されている侵害についての通知を受け取る前に、Veohは自主的に、原告の著作物のビデオファイルを含む全てのアダルトコンテンツを削除し、そのような素材はveoh.com上ではもはや許可されない。故に、Ioに与えられる差止救済はムートとなる。」

### (8) まとめ

「インターネットの拡大は、人々が互いに結び付く上で新しい手段を提供してきた。当裁判所はこの新しい機会は、同時に、オンライン世界での著作権保護に対する新しい挑戦を求めていること、そして本件で下された判断は本件の特定の事実の組み合わせに結び付いており、几帳面ではないサービスプロバイダまでがその保護を求めることができるように、セーフハーバの境界を広範に押し広げることを決して意図するものではないことも、認識している。にもかかわらず、VeohのWebサイト上において、第三者の著作権を監視する負担の全てを（もしそれができなければそのビジネスを失うという負担のもとに）Veohに対して負わせることを、DMCAが意図していたものとは認めない。むしろ問題は、発生する著作権侵害について、Veohが適切な手段をとっているか否かである。提出された記録によれば、Veohが著作権侵害を助長したどころか、強力なDMCAポリシーを持ち、同社のWebサイト上での侵害発生を限定する手段を積極的に採用し、無許諾作品を同社のWebサイトから排除することを勤勉に行ってきたことが示されている。結局、本件で主張されている侵害に対するセーフハーバを与えられることを証明する上での義務を、Veohは満たしている。」

## 2.3 UMG事件：UMG Recordings, Inc. v. Veoh Networks, Inc., 665 F. Supp. 2d 1099 (C.D. Cal. 2009)

### 2.3.1 当事者および事実関係

原告であるUMG Recordings社（以下、UMG）はレコード会社である。UMGは、Veohのユーザが、無断で動画投稿共有サービスに投稿した動画ファイルに、自社の音楽が利用され、著作権侵害（直接侵害、寄与侵害、代位責任および侵害の誘因）が生じていることを理由に、Veohを訴えた。

なお、Veohのサービスの内容については、Io事件で紹介したところと共通するので省略するが、本件で特に認定されている事実として次の様なものがある。

Veohは、著作権侵害ビデオを利用不可能にした後は、同じビデオを投稿できないようにするフィルタリング技術を採用していた。また、2007年10月からは、Audible Magic社の技術も採用した。この技術は、著作権者から提供されたコンテンツのデータベースに投稿動画を照会し、両者が合致した場合、投稿を不可とするものである。Veohは、Audible Magic技術を既に投稿済みの動画にも適用し、同技術採用後9ヶ月のうちに、6万以上の動画を削除した。なお、UMGの著作物について著作権侵害が生じていることについて、VeohはUMG自身からは何らの通知も受け取っていない。代わりに、UMGを代理しているRIAA（全米レコード協会）からの通知は受け取っていた。また、UMGが著作権侵害として特定した約7800のファイル（ディスカバリー中にリストの入れ替えがあった）については、RIAAからの通知、Audible Magic技術等に基づいて、そのほとんどが既に削除済みであった。

### 2.3.2 争点

Veohが、自身は512(c)条のセーフハーバの適用を受ける旨の正式事実審理省略判決を申し立てたところ、UMGは、その適用については重要な事実に関する真正な争いが存在する旨を主張した。Veohが「512(c)条および512(i)条に定められた要件に合致する『サービスプロバイダ』である場合、著作権法512(c)条のセーフハーバに適格である<sup>8</sup>」と判断する上で

<sup>8</sup> Veohのサービス自体が、512(c)条に適格なものかどうかについては、別に裁判所の判断が示されている（620 F. Supp. 2d 1081 (C.D. Cal. 2008)）。

「UMGは、『蓄積』でもなければ『ユーザの指示に』よって行われるものでもない[UMGが]争っているVeohのソフトウェアが実現する4つの機能故に、Veohは512(c)条の免責に適格ではないと主張している（投稿されるファイルを選択するのはユーザであるため、投稿されたファイルが最初に蓄積されることについて、それがユーザの指示で成し遂げられるものであることについてUMGは争ってはいない）。以下に詳しく述べるように、Veohのソフトウェ

は、「① Veoh が、侵害素材について現実の認識を得た際、または侵害行為が明らかとするような事実に気付いた際に、迅速に侵害素材を削除したか否か、② Veoh が、侵害と主張されている行為から直接的な金銭的利益を得、かつその行為を管理する権利と能力を有していたか否か、そして③ Veoh が反復的侵害者を解除するポリシーを採用しかつ合理的に実行していたか否か、に関する重要な事実について真正な争点が存在する」旨、UMG は主張し、これらが本件の主要な争点となっている。なお、「UMG は、Veoh が512(k) (1) (B) 条に定める『サービスプロバイダ』であることは争っていない。」

### 2.3.3 カリフォルニア中部地区連邦地裁の判断

地裁は以下のように述べて、Veoh の主張を認める正式事実審理省略判決を下した。

---

アには次の様な機能がある。すなわち(1) ユーザによって投稿されたビデオファイルを『Flash 形式』で自動的に複製する機能、(2) 元となったファイルの短い『固まり』を集めた投稿されたビデオの複製物を自動的に作成する機能、(3) 『ストリーミング』と呼ばれる技術によって投稿されたビデオにユーザがアクセスすることを可能とする機能、(4) ビデオファイル全体をダウンロードすることによって、投稿されたビデオにユーザがアクセスすることを可能とする機能、である。Veoh は、これらの機能は全て、ユーザの指示による蓄積を理由として生じ、ユーザによって蓄積されるファイルへのアクセスを容易にするためのものであるから、512(c) 条によってカバーされるものであると主張している。……

UMG が争っているソフトウェアの4つの機能は、512(c) 条の範囲内である。なぜなら、それらは全てユーザの指示で蓄積された素材へのアクセスを提供することに、厳格に向けられたものであるからだ。投稿されたファイルをFlash フォーマットに変換することおよび投稿されたファイルの『断片を集めること』は、共に、ユーザが映画を見たりダウンロードしたりすることを容易にするために行われるものであり、映画の内容ではなくて形式のみに関係するものである。『ストリーミング』とダウンロードは、投稿されたビデオにアクセスする技術的に異なる2つの手段に過ぎない。」

#### (1) Io 事件判決への言及

「Veoh が512(c) 条のセーフハーバに適格か否かという問題を連邦地裁が扱うのは、本件が最初ではない。2008年8月27日、治安判事である Lloyd 氏が、カリフォルニア北部地方裁判所において、Veoh は、主張された侵害についてセーフハーバを与えられることについての証明責任を満たしているとの判決を記している。」

#### (2) 著作権侵害監視の責任

「第9巡回区控訴裁判所は『512条の下でのデジタルミレニアム著作権法の通知手続きは、著作権侵害を監視する負担——潜在的に侵害している素材を特定し、侵害を適切に文書化すること——を正面から著作権者に課している。我々は、実質的な負担を著作権者からサービスプロバイダに移転することを断る。』CCBill (at 1113)、と結論付けた。

……CCBill 判決は、素材が侵害として特定されるために『事実および状況』に関する調査が要求されるなら、そのときそれらの事実や状況は『危険信号』にはならないということを教えてくれる。」

#### (3) 争点①についての判断

##### (i) 現実の認識の有無

「まず、Veoh が『著作権保護の対象であるコンテンツ——音楽——のカテゴリ全体をホスティングしていることを知っていた』ので、Veoh は侵害について現実の認識を有していたと UMG は主張した。もし、著作権保護が可能なユーザ投稿素材をホスティングしているということだけで、サービスプロバイダに現実の認識が存在するとするなら、インターネット上のコンテンツの大部分は著作権で保護され得るものであるため、512(c) 条のセーフハーバは死文化するだろう。……

次に UMG は、Veoh が24万以上のビデオ (UMG が後に侵害として特定した3000以上のビデオを含む) に『音楽ビデオ』という『タグ付け』をしていたという点に依拠している。RSGI PP 129-134。しかし、たとえそれが事実であったとしても……音楽を伴うビデオをホスティングしていたことだけでは現実の認識を見いだす基礎とならないというのと同じ理由から、[これについても] Veoh は侵害について現実の認識を有していたこと

を示すことはないだろう。……

最後に、RIAAによるDMCA通知には、素材を作成したアーティスト名がリストアップされていたので、RIAAによる通知は、RIAAが特定した特定の素材を超えてVeohに侵害についての通知を与えることになる、とUMGは主張している。例えば、2006年6月29日付の通知において、RIAAは幾つかのビデオへのリンクをリストし、次のように述べていた。

我々は、貴社のサービスが、そのネットワーク上に、上記に参照したファイルをホスティングしていると信じております。これらのファイルは、AFI、Rihanna、Black Eyed Peas その他、名前を列挙されたアーティストによるビデオ録画物を提供しています。貴社に対して、この無許諾行為を止めさせるために速やかに協力されることを依頼します。特に、我々は貴社がシステムから侵害ファイルを除去されること、または侵害ファイルへのアクセスを不可能とすることを求めます。……

Veohが、RIAAの通知で特定されたアーティスト名で、システム上の全ファイルを検索して、その他の侵害ビデオに関して現実の認識を探し求めるべきだったと原告は主張している。……[しかし]アーティストの名前は、『サービスプロバイダがそのような素材を特定するために十分に合理的な情報』ではない。……Veohに対してそのような検索を求めることは、CCBill判決で明言された原則とも抵触するだろう。」

#### (ii) 侵害の明白性

「512(c)(1)(A)(ii)条は、たとえサービスプロバイダが侵害についての現実の認識を持たなくても、サービスプロバイダが『侵害行為が明らかであるような事実または状況について気付いている』とき、サービスプロバイダはセーフハーバ不適合となる、と定めている。上述のように、第9巡回控訴裁は、『illegal.net』や『stolencelebritypics.com』と名付けられたWebサイトにサービスを提供していたとしても、それは侵害行為を明らかとする『危険信号』としては十分ではないと結論付けてきた。CCBill(at 1114)。また、著作権のあるコンテンツを有するWebサイトに、ユーザが不正にアクセスすることを可能とするパスワードを提供するようなWebサイトにサービスを提供することも危険信号とはならない。Id. しかしながら、『危険信号』認識を見いだす上でのこの高い障害は、DMCAのセーフハー

バの基礎となる別の原則を示している。すなわち、著作権侵害を特定する負担は、サービスプロバイダではなくて、著作権者にある。……

ユーザが素材を寄稿することを許す大抵のWebサイトが侵害物を含んでいることが、[世間の]共通認識であることは疑いない。もしそのような一般的な気付きが『危険信号』となるに十分であったとしたなら、DMCAのセーフハーバは、『デジタル時代の、電子商取引や、通信、研究、開発、教育の健全な発展と世界的規模での拡大を促進させる』という目的および『電子商取引の継続的な発展とインターネットの成長を促進するような形で、コンテンツの権利者と、オンラインその他のサービスのプロバイダ、情報のユーザの利益をバランスする』という目的を果たさないだろう。……

Veohは、侵害素材が頻繁にWebサイトに投稿されているということについての一般的な知識にもかかわらず、同社は『危険信号』に気付いていなかったことを示した。そしてUMGは反証を示すことができなかった。」

#### (4) 争点②(管理権と能力)についての判断

『サービスプロバイダが侵害行為を管理する権利と能力を有する場合には、侵害行為に直接的に帰属させられるような金銭的な利益を受け取らないなら』サービスプロバイダは512(c)条のセーフハーバを求めることができる。17 U.S.C. § 512(c)(1)(B)。この要件に関する当事者間の争いは、事実と法律に関する別の問題に要約することができる。すなわち、(a)侵害と主張されている素材がVeohのシステムに存在し、(b)Veohがそのような素材を除去する能力を有し、(c)Veohが、フィルタリングシステムを実施できかつ実施しており、(d)Veohが潜在的な侵害コンテンツを探することができる、とすれば、Veohが侵害と主張されている行為を『管理する権利と能力』を有していたということになるかどうかである。セーフハーバのこの要素に関する法律の文言と判例法によれば、裁判所は、Veohが要求される『管理する権利と能力』を有しないと結論付けざるを得ない。」

「……DMCAの様々な規定からは、サービスプロバイダのシステム上にある素材への、ユーザによるアクセスを実質的に管理するサービスプロバイダに対して、512(c)条のセーフハーバが適用されることが明らかである。もし、その程度の管理のみで、直接的な金銭的利益を享受しているサービスプロバイダが、セーフハーバ不適合になるのなら、それはセーフハーバ

の適用性を実質的に限定する奇妙な『Catch-22<sup>9</sup>』状況を生み出すことになる。

最も明白なのは、512(c)条は『サービスプロバイダによって、またはサービスプロバイダにとって、管理されまたは運営されているシステムまたはネットワーク上に存在する素材が、ユーザの指示によって蓄積されていることを理由とした著作権侵害』に適用されることである。17 U.S.C. § 512(c)(1)。

……フィルタリング・ソフトウェアを実行する Veoh の『権利と能力』は、それ単体では、またはユーザのアクセスを管理する能力を伴っても、同社が512(c)条のセーフハーバに不適合であると結論付ける根拠とはなり得ない。……

(判決の注19)

……『この立法はサービスプロバイダが、侵害素材のために自身のサービスを監視することを思いとどまらせることを意図したものではない。裁判所は、サービスプロバイダがモニタリングプログラムを実行していることのみを理由に、512条の責任制限の適格性を失うと結論すべきではない。』旨を議会ははっきりと報告していた。H. Conf. Report 105-796 at 73 (Oct. 8, 1998)。

……Ellison v. Robertson, 189 F. Supp. 2d 1051, 1061 (C.D. Cal. 2001) で裁判所は…… ISP が『そのような行為を管理する権利と能力』を持つといわれるためには、当該素材が投稿された後に、単に侵害素材を削除し、それへのアクセスをブロックする能力以上のものを、DMCAは要求している旨を詳しく述べた。

サービスプロバイダの『管理する権利と能力』がサービスプロバイダを責任に曝すと判断してきた裁判所は、512(c)条のセーフハーバに適合となるためのみに求められる「管理の」レベルよりも強いレベルの管理を特定してきた。」

<sup>9</sup> Catch-22というのは、Aを行うには、Bを行わなければならないが、Bを行うにはまずAを行わなければならないという、矛盾した不可能な状況のことを指す (Longman Dictionary Online 版参照)。

### (5) 争点③(反復的侵害者対応)についての判断

「適切な場合に、サービスプロバイダのシステムまたはネットワークの会員またはアカウント保有者のうち反復的侵害者である者を解除する旨を定めるポリシーを、サービスプロバイダが採用しかつ合理的に実行している場合のみ、サービスプロバイダはセーフハーバに適合である。17 U.S.C. § 512(i)。Veohのポリシーは、Audible Magic フィルターによってブロックされるビデオを投稿するユーザを自動的に解除しないから不適切なものであるとUMGは主張している。以下で論じるように、この主張は説得的なものではない。なぜなら、Audible Magicの技術が、侵害素材を特定する上でどれほど有用なものであっても、その技術は、ユーザのアカウントを解除することを正当化するために、第9巡回区控訴裁が求める信頼性と検証性の基準を満足しないからだ。

UMGはまた、1通のDMCA通知によって複数の動画をアップロードしたことを特定されたユーザについて、Veohは必ずしも解除していないので、この要件を満たさない旨も主張している。……

第9巡回区控訴裁はCCBill判決で、DMCAの下での解除ポリシーを評価するための基準を明らかにした。

もし、サービスプロバイダが実効性のある通知システムおよびDMCAに合致する通知を扱う手続きを有し、著作権者がそのような通知を発行するために必要とされる情報を集めることを積極的に妨害しないなら、サービスプロバイダはポリシーを『実行している』。……法律はサービスプロバイダが様々な手続きを実行することを認めている。しかし、繰り返しまたは露骨に著作権を侵害しているユーザを、『適切な状況で』サービスプロバイダが解除するなら、その実行は合理的なものとなる。CCBill (at 1109)。

……CCBill判決において第9巡回区控訴裁は、512(c)(1)(A)条の認識基準を借用して、被告の解除ポリシーの「合理性」を評価した。……

この要件は無駄なものではない。侵害申立ては荒っぽい結果をもたらす。ユーザはコンテンツを削除されるか、さもなければ、彼のアクセスは永久に解除されるだろう。もしコンテンツが侵害なら、正義が行われたことになる。しかし、もし侵害でなければ、第1修正で保護された言論が、削除されることになる。故に我々は、告発者が、自身が

著作権者の正当な代理人であり、問題の素材が無許諾であると誠実に信じていることを、偽証の制裁のもとに、言明しようとしなければ、潜在的に侵害的な手続きをはじめをサービスプロバイダに求めるものではない。CCBill (at 1112)。

……特定の素材が侵害であるとする著作権者による通知が、当該素材が無許諾であることについて、通知者が誠実な信念を持っている旨の宣誓宣言を欠く場合、ユーザを解除する十分な基盤とならないというのが、CCBill 判決の判示ならば、そのとき、Audible Magic の自動フィルターもまた有効な基盤となり得ないということになりそうである。Audible Magic のフィルターは、投稿されたビデオを、Audible Magic の楽曲データベース——著作権者から情報を集めることによって構成されている——と比較することによって機能する。当裁判所が知る限り、Veoh がその情報を検証したり、Audible Magic によってデータベースが構成される過程を検証したりする、現実的な方法はない。……

たとえ最初の警告が、複数の侵害を特定する DMCA 通知によるものであっても、Veoh は 2 回目の警告の後までユーザを解除しない点については……Crobis 判決の裁判所が述べたように『キーワードである＜反復的侵害者＞は定義されていない。……議会が、ユーザーポリシーについて定義する際に特定の規定を採用しなかったという事実は、ポリシー要件とそれに引き続くサービスプロバイダの義務を、緩やかに捉えたままにしようという議会の意図を示唆する。』当裁判所は、Veoh のポリシーは、『他人の知的財産権を尊重せず、インターネットへのアクセスを、繰り返すまたは目に余る形で濫用する者は、そのアクセスを失う現実的な恐れがあることを知るべきである』という議会の意図を満足していると判断する。H.R. Rep. 105-551(II), at 61.]

## 2.4 Viacom 事件 : Viacom International, Inc. v. YouTube, Inc., 95 U.S.P.Q.2D (BNA) 1766 (S.D.N.Y. 2010)

### 2.4.1 当事者および事実関係

本件の原告は、Viacom 社その他の映画会社とフットボール協会であり<sup>10</sup>、被告は YouTube およびその親会社である Google 社である。YouTube は動画投稿共有サイトを運営しており、ユーザは無料で動画ファイルをアップロードできる。アップロードされたファイルは複製され、YouTube のコンピュータでフォーマットが変換され、ユーザが視聴可能な形式となる。ユーザは無料で動画ファイルを視聴できる。訴訟の時点では 1 分間に 24 時間分以上のファイルが、YouTube のサーバにアップロードされている。

原告は、YouTube が提供している動画投稿共有サービスによって、自らの著作権が、直接的および二次的に侵害（侵害の誘因による寄与的責任も含む）されているとして、被告を訴えた。

### 2.4.2 争点

被告が、DMCA の 512(c) 条に定めるセーフハーバが適用される旨の正式事実審理省略判決を申し立てたところ、対抗して原告も、セーフハーバの適用を否定する部分的な正式事実審理省略判決を申し立てた。

本件の争点は、512(c) 条のセーフハーバが適用されるか否かである。被告は、「原告の通知は、特定の侵害に関するものとして、DMCA の下では不十分である」と主張している。一方、原告は、「①被告が『現実の認識』を有し、かつ『侵害行為が明らかであるような事実と状況を認識』しておりながら、それを停止させるべく『迅速に行動』し損なっていること、②被告は『侵害行為に直接的に結び付けられる金銭的利益を受け』かつ『そのような行為を管理する権利と能力を有していた』こと、そして③被告による侵害行為は『ユーザの指示による蓄積』や 512 条に特定されているその他のインターネットの機能の提供のみから生じているわけではないこ

<sup>10</sup> 正確には、Viacom 等が原告の訴訟 (07 Civ. 2103 (LLS)) とフットボール協会が原告の訴訟 (07 Civ. 3582 (LLS)) が併合されている。なお、後者の訴訟については、クラス・アクションの形態をとっている（ただし、判決からはクラスの対象・構成等は不明である）。

と」を理由に、「被告は『セーフハーバ』によって保護されず、何千という原告の著作物の意図的な侵害、それらについての代位責任、そして直接侵害に関して責任を負う」と主張している。

もともと、裁判所は、YouTube が、512(k) (1) (B) 条にいう「オンラインサービスやネットワークアクセスの提供者またはそのための設備の運営者」に当たるとして、同社は「512(c) 条にいうサービスプロバイダに当たる」との判断を示している。また、「申立てに際して、原告の提出した証書からすれば、被告は、著作権侵害素材が、自身の Web サイトに置かれていることを一般的に知っていただけでなく、歓迎していた旨、陪審員は認定できるだろう。そのような素材はユーザにとって魅力的なものであり、その利用の増加は、侵害コンテンツと非侵害コンテンツの区別なく、Web サイトの特定のページに表示される広告から、被告が得る収入を増加させた。」とも判断している。一方で、裁判所は「しかし、被告は代理人を定め、ある投稿が著作権を侵害している旨の特定の通知を受け取った場合、すぐにそれを取り除いた。訴訟で問題となっている全ての動画が YouTube の Web サイトから除かれていること、そして大抵は DMCA に基づく削除通知に応じて除かれたことは、争いが無い。」とも述べている。

以上を踏まえて裁判所は、本件における最も「重大な問題は、512(c) (1) (A) (i) 条および同(ii) 条の『システムまたはネットワーク上の素材または素材を利用した行為が侵害であるとの現実の認識』そして『侵害的行為が明白であることを示す事実または状況』という文言は、侵害が存在するという一般的な認識を意味しているのか、それともむしろ、個々の投稿についての特定かつ同定可能な侵害に関する現実のまたは擬制的な認識を意味しているのかである。」とし、これが主要な争点となっている。

#### 2.4.3 ニューヨーク州南部地区連邦地裁の判断

地裁は以下のように述べて、YouTube の主張を認める正式事実審理省略判決を下した。

##### (1) 立法経緯との関係

裁判所は、DMCA の立法経緯を詳細に引用した上で、以下のように述べる。

「以上の記述の全体的な傾向からすれば、『素材または行為 [が侵害であること] についての現実の認識』および侵害的行為を示す『事実または状況』という文言は、特定の個別記事についての特定のかつ同定可能な認識を述べるものといえる。そのような行為が一般的に普及しているという単なる認識では十分ではない。以上は、『図書館』ではなくて、特定の『個別の作品』の保護に向けられた法の領域と合致する。当該業界での侵害に関する一般化された習慣についての認識故に、または侵害的な素材を投稿するユーザの気質についての認識故に、ユーザの投稿のいずれが著作権を侵害しているかを発見する義務をサービスプロバイダに課すならば、DMCA の構造と効用に反することになるだろう。CCBill 事件 (at 1113) で述べられたように、

DMCA の通知手続きは、著作権侵害を監視する負担——潜在的に侵害している素材を特定し、侵害を適切に文書化すること——を正面から著作権者に課している。我々は、実質的な負担を著作権者からサービスプロバイダに移転することを断る。

訴訟において侵害的とされる著作物は、サービスのプラットフォーム上に他者によって投稿された無数の作品のわずかな部分かもしれないので、プラットフォームの提供者は、その利用が他者によってライセンスされているか、その投稿が素材の『フェア・ユース』であるか、そして、その著作権者やライセンサーが投稿に反対しているかさえ、検査によって決定することはできない、というのは道理に適っている。DMCA は明白である：『サービスプロバイダが、そのサービスをモニタし、または積極的に侵害的行為を示す事実を求めること』が『セーフハーバ』保護の条件として解釈されるべきではない。512(m) (1) 条；上院報告書44頁、下院報告書53頁。

事実、本件は DMCA 通知体制が効率的に働いていることを示している。すなわち、Viacom が数ヶ月の間に、10万のビデオを溜め、2007年2月に大量の削除を求めるひとつの通知を送ったとき、翌営業日までに、YouTube はそのほとんど全てを削除した。」

##### (2) 他の裁判例との関係

CCBill 判決では、サービスプロバイダが、「illegal.net」や「stolencelebritypics.com」という名前のサイトや、「password-hacking」というフレーズを名前

に含むサイトをホスティングしていたとしても、そこに侵害が存在するかどうかは、何らかの調査を行わなければ分からない場合、それでは「危険信号」たり得ないとの判断が示されていることに触れた上で、裁判所は次のように述べる。

「UMG事件の地裁(at 1108)は、『CCBill判決は、もし、素材が侵害として特定されるために<事実および状況>に関する調査が要求されるなら、そのときそれらの事実や状況は<危険信号>にはならないということを教えてくれる。』と結論付けた。そのような見方は、なぜ広く行われており、しかし目に余りかつ露骨な侵害についての認識が、サービスプロバイダに責任を課さないかの理由を表現している。それは、最大限でも、特定の投稿が侵害である可能性について統計的な見積もりを提供するだけであり、特定の著作物に注目した『危険信号』ではない。

Corbis判決(at 1108)では、裁判所は『特定のタイプの商品は容易に侵害されると、Amazonが一般的に気付いているかどうかは、問題ではない。問題は、Amazonが特定のzShopsの販売者が、Corbisの著作権を侵害した物品を販売していることを実際に知っていたかである。』とした。

第2巡回区控訴裁の最近の類似の判決には、eBayのWebサイト上でティファニーの偽物が販売されていることによる商標権の侵害(故にDMCAを含まない)に関して類似の主張が含まれていた。Tiffany(NJ) Inc. v. eBay Inc., 600 F.3d 93 (2d Cir. 2010). ……eBay上の複数の販売者は、ティファニーの純銀宝石を販売しているが、そのかなりの部分(たぶん75%)は偽物だった。もっともeBay上で販売されているティファニー商品のかなりの部分は本物であった。……『偽のティファニー商品の販売者がティファニーのマークを侵害していることを知りながら、または知るべき理由がありながら、それらの販売者に対して、eBayがサービスを提供し続けていることを理由に……eBayは商標権の寄与侵害について責任を負うか……。』偽のティファニー商品がeBay上の『至る所で』販売されていることをeBayは知っていたか、知るべき理由があったとティファニーは主張した……。

控訴裁は次の様に述べている：『……商標権の寄与的侵害責任が生じるためには、サービスプロバイダは、自身のサービスが偽物商品の販売に利用されているということを一般的に知っているかまたは知るべき理由があったという以上のものを有していなければならない。特定の掲載内容が

侵害しているとか、または将来侵害するとかいう点についての、その時点での認識が必要である。……偽のティファニー商品が、自身のWebサイトに掲載され、販売されていることを知っていたことについて、eBayは認めているようである。しかし、それ以上がないなら、この認識では、Inwood Labs., Inc. v. Ives Labs., Inc., 456 U.S. 844 (1982)で示された基準に基づく責任を生じせしめるに十分とはいえない。』eBay(at 110)。

手法は異なるが、DMCAは同様の原則を適用しており、セーフハーバの設定は明確かつ現実的である。すなわち、サービスプロバイダが(権利者からの通知によって、または『危険信号』によって)特定の侵害事例を知ったならば、プロバイダは侵害素材を速やかに除去しなければならない。そうでなければ、侵害を特定する負担は権利者にある。侵害が『至る所にある』という一般的な認識によって、サービスプロバイダが、自身のサービスについて、侵害をモニタまたは検索する義務を課されることはない。」

### (3) Grokster判決との関係

「ユーザが、ユーザの望む、あらゆる種類の素材を投稿しアクセスするプラットフォームをサービスプロバイダが提供する一方、サービスプロバイダはそのコンテンツについて不知であり、しかし侵害についての訴えを受け付ける代理人を指定し、それが侵害と知ったときは特定された素材をすぐに削除するような場合、Grokster判決のモデルは適合しない。DMCAは、そのようなプロバイダに対して——そうでなければ一般法の下で寄与侵害とされる者に対してさえ——セーフハーバを与える。故に、そのようなプロバイダは、DMCAの特定の規定に従うことを条件に『直接、代位、寄与侵害に基づく全ての金銭的救済から』保護される。上院報告書40頁および下院報告書50頁。」

### (4) その他の論点

#### (i) 512(c)(1)条の適用可能性

原告は、YouTubeによる原告動画の表示等は、「ユーザの指示による素材の蓄積を理由とする著作権侵害」には当たらないので、512(c)(1)条の適用を受けないと主張した。これに対して裁判所は次のように判断した。

「512(k)(1)(B)条において、『サービスプロバイダ』は『オンラインサービスまたはネットワークアクセスの提供者、またはそのための設備の運営者』と定義され、『デジタルオンライン通信のための送信、ルーティング、接続の提供を行う組織』も含まれている。そのようなサービス、アクセス、そして設備運営の提供は、それらがプロバイダのシステムまたはネットワーク上に問題の素材が存在することから生じるとき、確かにセーフハーバの射程内である：それらが、保護されない侵害として、権利主張に曝されるままになるというのは、思いもかけないことである。上院報告書8頁がいうように、

通常の業務の過程で、サービスプロバイダは、潜在的な著作権侵害責任に自身を曝すようなあらゆる種類の行為を行う……。要するに、サービスプロバイダの責任を制限することによって、インターネットの効率性が改善し続けることと、インターネット上のサービスの多様性や質が拡大し続けることを、DMCAは保障しているのである。

Io事件において述べられたように、『ユーザが、サービスプロバイダのウェブサイト上の素材にアクセスすることを容易にする手段』が、サービスプロバイダにセーフハーバを失わせることにはならない。UMG事件の中間決定(at 1089)は次のように述べている。

Veohは、512(c)条の文言が『広範である』ことを正しく観察しているが、同社はその最外延の境界を画するような冒険は犯していない。重要な法定の文言が極めて明らかであるので、当裁判所も、そのようなことをする必要はない。常識および広く行われている用法は、『……の理由で』という言葉が『……の結果として』または『……に帰されるべき何か』を意味することを確実にしている。そのように解するならば、著作権のあるコンテンツがVeohのシステム上に表示され、そこで配布されたとき、それは、他の手段によってアクセスされるように、ユーザが当該コンテンツを、Veohのサーバにアップロードしたという事実『の結果』または事実『に帰されるべき』であるということになる。アクセスを提供することがDMCAによる免責の可能性のない責任を発動するとするならば、サービスプロバイダは、彼らの基本的かつ極めて重要で有益な機能を果たすことを思いとどまるようになり、すなわち、公衆に対して情報や素材へのアクセスを提供することを思

いとどまるようになるだろう。

被告の行為が、『蓄積』自体と関連する機能についての、上述の二次的な「意味の」範囲に合致するように正当に性格付けられるものを超え、かつ著作権法の既存の原則の下で侵害の要素を示す限りで、被告は512(c)条によって文言上保護されない。……」

#### (ii) 管理権と能力の存否

「セーフハーバは、サービスプロバイダが、『侵害行為を管理する権利と能力を持っている場合、侵害行為に直接的に帰せられるような金銭的利益を受けない』ことを求める。512(c)(1)(B)条。問題の行為を『管理する権利と能力』は、その行為を認識していることを必要とし、それは記事特定のでなければならない((1)および(2)参照)。コンテンツが非侵害的か侵害的にかかわらず、一定の領域に等しく割り当てられる広告からの利益が、侵害に『直接的に帰せられるような』ものといえるのかについては、議論があり得よう。しかし、いずれの場合も、プロバイダは、特定の状況を管理できる前には、それを認識する必要がある。……」

#### (iii) 反復的侵害者ポリシーの実行

Viacomは、YouTubeが採用しているスリーストライク・ポリシーでは、あるユーザが複数の侵害を行っている旨のDMCA通知がワンストライクとしてしか考慮されないこと、また同一ユーザによって2時間以内に投稿された複数のファイルが侵害であることを指摘する通知についてもワンストライクとしてしか扱われないこと、を指摘して、YouTubeの反復的侵害者ポリシーは「合理的に実行」されているとはいえないと主張した。これに対して裁判所は、UMG事件を引用して、同事件では、複数回の侵害を特定するDMCA通知に基づく警告の後でも2回目の警告までVeohがユーザを解除しなかったことも、合理的ではないとされなかったことを指摘して、問題なしとした。

また、フィンガープリント技術で削除した動画についてはワンストライクを割り当てず、権利者からの要請があった場合の削除のみをワンストライクとしていることも、UMG事件において、同じくフィンガープリント技術に基づく削除で自動的に解除していないことが問題なしとされた点

を引用して、同じく問題なしとした。

#### (iv) DMCA 通知

「原告は、YouTube が DMCA 通知に同定された特定の動画のみを削除し、同一の著作物を侵害する他の動画を削除しないことを問題としている。」しかし裁判所は、「削除されるべき侵害的素材の同定は、『サービスプロバイダが素材を探し出すことを可能とするに合理的に十分な情報』を伴わなければならない (512(c)(3)(A)(iii) 条)」として、具体的には URL で特定されることを求めた。

### 2.5 3つの判決から読み取れる傾向

3つの判決はそれぞれに興味深い点を含むが、本稿では共通するポイントについてまとめて検討し、そこから一定の傾向が読み取れるかを考察してみたい。

#### 2.5.1 直接侵害および二次的侵害

まず、動画投稿共有サイトの管理運営者の責任を考える前提として、権利者に無断でサイトに動画を投稿したユーザについて考えておきたい。彼らはどう評価されるべきだろうか。この点、例外的な場合(例:自分で撮影した動画の背景に他人の写真が写り込んでいたような場合や他人の音楽が入り込んでしまったような場合の一部<sup>11)</sup>)を除き、彼らが原則として著作権侵害<sup>12)</sup>となることについて異論はないだろう。

次に、サイトの管理運営者についてはどうだろう。これに関しては、歴

史を紐解くと、インターネットの時代よりもっと前のパソコン通信の時代に、電子掲示板の管理運営者の責任の問題として、既に2つの考え方が示されている。

ひとつは、直接侵害説である。すなわち、自らが管理運営するサーバから権利を侵害しているものが送信されているというその事実を物理的・外形的に観察して、管理運営者による直接侵害として捉えるのが、この考え方となる<sup>13)</sup>。ただしこの直接侵害説については、管理運営者はサーバを設置し、それを管理運営しているに過ぎず、果たして著作権を侵害する「行為」があるといえるのかどうか疑問があるばかりでなく、米国著作権法上は、著作権侵害は無過失責任であるから、管理運営者による直接侵害と概念すると、自らが管理運営するサイトや掲示板に、著作権を侵害する情報が掲載されていることを全く知らない場合でも損害賠償義務を負わされることになり、掲示板等の管理運営者にとっては酷な結果になると批判される<sup>14)</sup>。

これらの批判に対応するのが、今ひとつの二次的侵害説である。これは、投稿したユーザを直接侵害者として捉えた上で、当該投稿行為(=侵害行為)に一定の関与を行っている認められる掲示板等の管理運営者について、二次的侵害者としての責任を問う考え方である。米国著作権法では、二次的侵害として、寄与侵害(contributory infringement)および侵害の誘因論(inducement theory)、代位責任(vicarious liability)の3つが問題となる<sup>15)</sup>。このうち、前二者(寄与侵害および侵害の誘因論)については、直

<sup>11)</sup> 例えば、写り込んだ写真が不鮮明で、短時間であれば、de minimis 法理によって、著作権侵害とならない可能性がある。また、de minimis に当たらないとしても、フェア・ユースに該当する場合も考えられる。写り込みについては、山本隆司・奥邸弘司(山本隆司編)『フェア・ユースの考え方』(太田出版・2010)277~297頁参照。

<sup>12)</sup> サーバへの動画の投稿について複製権侵害が考えられ、サーバを通じて動画が公衆に送信されることについて実演権侵害(ストリーミングの場合)または頒布権侵害(ダウンロードを伴う場合)が考えられる。山本隆司『アメリカ著作権法の基礎知識 第2版』(太田出版・2009)90~91頁参照。

<sup>13)</sup> Playboy Enterprises, Inc. v. Frena, 839 F. Supp. 1559 (M.D. Fla. 1993) 参照。また、山本・前掲注12)133頁、作花文雄『著作権法 第4版』(ぎょうせい・2010)603頁、白鳥綱重『アメリカ著作権法入門』(信山社・2004)198頁注14、および田村善之「検索サイトを巡る著作権法の諸問題(1)一寄与侵害、間接侵害、フェア・ユース、引用等一」知的財産法政策学研究16号(2007)78頁参照。

<sup>14)</sup> 山本・前掲注12)133頁および田村・前掲注13)115頁参照。

<sup>15)</sup> 拙稿「著作権の間接侵害~日米裁判例の動向と実務への影響、今後の課題~」コピーライト582号(2009)15~17頁参照。なお、侵害の誘因論については、寄与侵害の一部ではないかとの指摘もある。ただ、UMG 事件や Viacom 事件では、寄与侵害とは別に特掲されており、少なくとも Grokster 事件最高裁判決(MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913 (2005))に基づく侵害の誘因については、別物と考えら

接侵害を認識している必要がある。そのため、掲示板等の管理運営者の立場に立てば、その掲載について認識がなかったような記事にまで責任を負わずとも済むようになり、直接侵害説に比べ責任を問われる範囲が限定的となる<sup>16</sup>。また代位責任の場合は、直接侵害を認識することは要件とはされないが<sup>17</sup>、一方で、代位責任の要件である「管理権・能力があったか否か」「金銭的利益を得ているか否か」の判断を通じて、個々の投稿の状況を検討することができ、直接侵害説に比べて責任を問われるケースが限定的になる余地が生まれる。

当初、直接適用説に立つPlayboy事件判決<sup>18</sup>のような例も現れたが、後にNetcom事件判決<sup>19</sup>で、寄与侵害として処理する旨の判断が示されて以降、そちらが評価されるようになったとされる<sup>20</sup>。

しかしながら、この直接侵害説か二次的侵害説かの違いは、動画投稿共有サイトの管理運営者がどのような責任を負うかを考える上では、限定的な意味しか持たない。なぜなら、後に見るように、DMCAのセーフハーバが適用されると、サービスプロバイダ（動画投稿共有サイトの管理運営者の多くもこれに該当し得る）は、直接侵害か二次的侵害かを問わず、全ての著作権侵害に関する損害賠償責任から保護され<sup>21</sup>、限定的な差止命令の対象となり得るに過ぎなくなる。したがって、直接侵害説か二次的侵害説かが問題となるのは、DMCAのセーフハーバが適用されないこととなった後に、サイトの管理運営者がどのような責任を負うかを検討する局面に限

れているのかもしれない。前掲拙稿18～19頁参照。

<sup>16</sup> 山本・前掲注12)133頁、作花・前掲注13)602～604頁および田村・前掲注13)78～81頁参照。

<sup>17</sup> 山本・前掲注12)237頁参照。なお、前掲山本によれば、認識は要件とされないが、侵害行為を管理するためには、その前提として侵害行為を認識するか認識し得べき状況にあることが必要であろう旨を指摘する。

<sup>18</sup> 前掲注13)参照。

<sup>19</sup> Religious Technology Center v. Netcom On-Line Communications Services, Inc., 907 F. Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995).

<sup>20</sup> 田村・前掲注13)80頁および平野晋「ユーザーの名誉毀損行為に対するISPの民事責任(下)」判例タイムズ1003号(1999)84頁参照。

<sup>21</sup> この点の議論については、後掲注31)参照。

られよう。

関連して、後に見る日本法との比較についても触れておきたい。日本では、自ら物理的に著作権侵害行為を行っておらず、著作権侵害行為を幫助し、または関与しただけの者に対して差止めを命じることはできないとの考えが根強い<sup>22</sup>。そのため、動画投稿共有サイトに動画を無断投稿するユーザを侵害者と捉え、サイトの管理運営者を幫助者または関与者と位置付けると、サイトの管理運営者に対して差止請求をすることができなくなる。しかし、インターネット上の著作権侵害を実効的に防止するためには、個々の侵害者を相手にして侵害行為の停止を求めるのではなくて、侵害行為が頻発する「場」を提供または管理運営している者に対して、侵害行為の停止を求める一網打尽的な対応（一網打尽効果）が望まれる<sup>23</sup>。そこで、日本では、サイトや掲示板の管理運営者を侵害者と捉えられないかという発想が生まれ、結果、米国流にいうところの直接侵害者か二次的侵害者かの違いにスポットが当たることとなる。

米国では、そもそも差止めは、衡平法（equity）上の救済と考えられているため、衡平を実現するために必要と裁判所が判断すれば、直接侵害者のみならず二次的侵害者に対して差止めを命じることも、広く認められている<sup>24</sup>。そのため、少なくとも差止請求との関係では、サイトの管理運営

<sup>22</sup> 田村・前掲注13)116頁および拙稿・前掲注15)13～14頁参照。

<sup>23</sup> 拙稿・前掲注15)5頁参照。

<sup>24</sup> 田村・前掲注13)117頁および拙稿・前掲注15)16頁参照。

なお、二次的侵害者に対しても差止めが認められることだけを捉えれば、米国の方が権利者の保護に厚いように思われるかもしれない。しかし、米国においては、直接侵害あつての二次的侵害（従属説）であるため、直接利用者の行為がフェア・ユースその他の規定の適用の結果、侵害とならない場合、二次的侵害も成立しないこととなる。一方日本の場合は、直接利用者の行為とは別に、間接行為者の行為を法的に評価して捉える（独立説）ため、直接利用者の行為が権利制限規定等によって適法であっても、間接行為者については規範的に侵害と解されるケースが存在する（例えば、クラブキャッツアイ事件の場合、カラオケスナックにおける客の歌唱は、客については38条1項が適用されて適法であったが、客とは別に店の経営者の行為として評価した場合、38条1項の適用のない著作権侵害行為と概念された）。

もっとも動画投稿共有サイトの場合、問題となる動画の多くは、テレビ番組や映

者が直接侵害者か二次的侵害者かを区別する実益はないということになる。この点は、日本とは異なる点である。

### 2.5.2 通信品位法230条<sup>25</sup>

例えば、書籍に他人の名誉を毀損するような記載があった場合、著者が責任を問われるのは当然のこととして、その書籍を出版した出版社や販売した書店は責任を負うのであろうか。この点、米国では伝統的に、出版社(publisher)は厳しく責任を問われるが<sup>26</sup>、書店のような頒布者(distributor)については、内容が名誉毀損に当たることを知っていた場合か、知り得べきであった場合に限り責任を負うとされてきた。そして出版社とは、内容についての編集権限を有する者として理解されてきた。

この法理をそのままインターネットのプロバイダ(電子掲示板の管理運営者やWebホスティング事業者等)に当てはめると問題が生じる。仮にプロバイダを出版社と位置付けると、プロバイダは損害賠償責任を免れるためには、ユーザによる書き込みや掲示の内容を全てチェックして対処しなければならなくなる。しかし、膨大な書き込み等が行われることを考えると、これはできない相談であって、プロバイダに不可能を強いるものである。結果、プロバイダ事業への参入を萎縮させ、情報通信社会の発展に大きな阻害要因となってしまう。

一方で、プロバイダを頒布者と位置付けた場合、プロバイダは、自身の管理する掲示板やホスティングするサイトに、他人の権利を侵害するような情報や、わいせつな情報が書き込まれたり掲示されたりしないように、フィルタリングしたりブロックしたりすることさえ躊躇するように

画の、一部または全部がそのまま投稿されたものであろうから、直接利用者であるユーザは、日米共にほとんどの場合、侵害であろう。その限りで、従属説か独立説かの違いは、特に差を生まない。

<sup>25</sup> 詳しくは、平野晋「ユーザーの名誉毀損行為に対するISPの民事責任(上)(下)」判例タイムズ1002号(1999)45頁以下および1003号(1999)88頁以下参照。また、作花・前掲注13)605～606頁も参照。

<sup>26</sup> ただし、著作権侵害の場合のように無過失でも責任が生じる厳格責任(strict liability)ではないようであり、平野・前掲注25)1002号43頁は、何らかの過失は求められていると指摘する。また、作花・前掲注13)604頁も参照。

なる。なぜなら、そのことによって編集権限があるとされ、出版社と捉えられることを恐れるからである。しかしながらこれは、権利侵害の予防という点で、決して望ましい事態ではない。

そこで<sup>27</sup>、通信品位法(Communication Decency Act)230条において、インタラクティブ・コンピュータ・サービス<sup>28</sup>のプロバイダである限り、出版社としての責任は問われないこと(230(c)(1)条)、また前記プロバイダが自発的に問題コンテンツを削除等してもそのことによって責任を問われないこと(230(c)(2)条)が明確にされた。

この通信品位法230条は、プロバイダが管理する掲示板等に、第三者が書き込んだ情報によって生じる権利侵害について、プロバイダがどのような責任を負うかに関する原則である。しかしながらこの規定は、著作権を含めた知的財産権に関しては適用されない(230(e)(2)条)<sup>29</sup>。したがって、動画投稿共有サイトの管理運営者の著作権侵害責任を考える場合も、通信品位法230条は関係してこない。一方で、同規定の適用を受けない知的財産権関連の事案のうち、特に著作権に関する場合について、プロバイダにセーフハーバを認めるのが、DMCAの規定という位置付けとなる。

### 2.5.3 DMCAにおけるセーフハーバ

DMCAは、著作権侵害についての従来の法理を変更するものではない<sup>30</sup>。

<sup>27</sup> 通信品位法230(b)条は、インターネットのさらなる発展とフィルタリングサービス等の進歩を実現することを法目的として明記する。

<sup>28</sup> 230(f)(1)条にインタラクティブ・コンピュータ・サービスとは、「複数のユーザによるコンピュータサーバへのコンピュータアクセスを提供または可能にする情報サービス、システム、アクセスソフトウェアの提供者(特に、インターネットや図書館または教育機関によって運営されるシステムまたは提供されるサービスへのアクセスを提供するサービスまたはシステムを含む)」と定義されている。

<sup>29</sup> 230(e)(2)条「知的財産権法への不干渉：本条のいずれの規定も、知的財産権に関する法を制限または拡張するものと解されてはならない。」

<sup>30</sup> 上院司法委員会報告書(S. Rep. No. 105-190(1998))19頁は「サービスプロバイダの著作権侵害責任に関する事件は既に幾つもある。大抵は、この問題に、寄与および代位責任の観点からアプローチしてきた。委員会としては、これらの理論の全体的な明確化に乗り出すよりもむしろ、現状の法はその発展段階に任せたままにし、

したがって、サービスプロバイダが、直接侵害責任を問われるべきか、それとも二次的侵害責任を問われるべきかは、DMCAの関知するところではない。さらに、侵害責任が成立する場合の要件についてもDMCAが修正することはない。例えば、サービスプロバイダが、寄与侵害責任を負うか否かは、判例法に照らした寄与侵害責任の基準に照らして判断することになる。

ただ、仮に伝統的な法理に照らして侵害責任を負うこととされても、サービスプロバイダがDMCAの定める要件に合致する場合、セーフハーバ規定が適用されて、著作権侵害責任から保護されることとなる<sup>31</sup>。そのため——Io事件判決は明示的であるが——本稿で取り上げたいずれの裁判例も、動画投稿共有サイトの管理運営者がどのような責任を負うことになるかを判断しないままに、セーフハーバが適用されることを理由として、正式事実審理省略判決によって管理運営者を勝たせている<sup>32</sup>。

---

代わりに、サービスプロバイダに共通する行為について、一連の『セーフハーバ』を創設することとした。セーフハーバに適格なサービスプロバイダは、責任限定の利益を享受する。」と述べている。

<sup>31</sup> DMCAのセーフハーバが二次的侵害責任にまで適用されるか否かについては議論があるが、現時点では適用を肯定する考え方が主流と思われる。詳しくは田村・前掲注13)117頁・110～112頁参照。なお、本稿で取り上げた裁判例のうち、Viacom事件はDMCAが二次的侵害にも適用されることを明言する。他の2件は、正面からは論じていないものの、原告が直接侵害のみならず二次的侵害も主張している中で、侵害の成否について論じることなく、被告はセーフハーバによって保護されるとして、正式事実審理省略判決によって被告勝訴の判断を示している。つまり3件とも、DMCAが二次的侵害にも適用されることを前提としていっていると考えられよう。

<sup>32</sup> サービスプロバイダの責任が問題となる事件の判決の本来的な流れとしては、まず、①ユーザによる直接侵害の存在を認定し、次に、②サービスプロバイダが二次的侵害責任を負うことを認定し、その上で、③当該サービスプロバイダにセーフハーバが適用されるか否かを検討するという順序になるはずである。しかし、本件で取り上げた裁判例では、(①および)②を飛ばして、③が論じられているわけである。二次的侵害責任が成立するか否かは、重い論点であるため、訴訟経済の点から避けられるのであろう。

このようなショートカット手法は、理屈からいえば、セーフハーバの適用は認められないが、そもそも二次的侵害責任が生じないようなケースには問題が生じ得る。

DMCA512条は、以下の4つの場合について、セーフハーバを提供する。

- (a) 透過的なデジタルネットワーク通信
- (b) システムキャッシング
- (c) ユーザの指示によってシステムやネットワークに存在する情報
- (d) 情報検索ツール

このうち、動画投稿共有サイトの管理運営者に関するものは、512(c)条の「ユーザの指示によってシステムやネットワークに存在する情報」に関するセーフハーバであるとされる。

#### 2.5.4 512(c)条に基づくセーフハーバ

512(c)条は、『サービスプロバイダによってまたはサービスプロバイダのために管理されまたは運営されているシステムまたはネットワーク上に存在する素材のユーザの指示による蓄積を理由とした著作権の侵害に対する』サービスプロバイダの責任を制限する(Io事件判決)規定である。同条が適用された場合、サービスプロバイダは、損害賠償、訴訟費用、弁護士費用等の全ての金銭的請求を免れると共に、差止め(injunction)についても512(j)条に規定される内容のもののみが対象となるに過ぎなくなる<sup>33</sup>。

512(c)条のセーフハーバの適用を受けるためには、サービスプロバイダ要件、適格サービスプロバイダ要件、認識不存在要件、管理権・能力不存在要件の全てを満足しなければならない<sup>34</sup>。これらの各要件については、次項以降で詳しく見ることとし、ここでは、動画投稿共有サイトが、そも

---

ただ、後に見るように、セーフハーバが認められるための要件は、権利者にとってハードルが高い形で解釈されているため、セーフハーバが認められないのに(それよりも権利者にとってハードルが低い)二次的侵害責任が生じないということ自体はまず考えられないため、実際的な問題はないといえよう。

<sup>33</sup> 米国において差止めは、単にある行為を禁止するだけでなく、作為を命じることもでき、実際には様々な命令が出される可能性がある(田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会・1991)448頁参照)。したがって、DMCAによって、差止命令の内容が512(j)条に定められたものに限定されることは、サービスプロバイダにとってメリットが大きいといえる。

<sup>34</sup> 田村・前掲注13)107～109頁参照。

そも512(c)条の対象となるかについて考えておきたい。

この問題は、UMG事件およびViacom事件で詳しく論じられている。特にUMG事件では、この論点についての決定が存在している。それによれば、著作権者は、動画投稿共有サイトの機能のうち、「(1)ユーザによって投稿されたビデオファイルについて『Flash形式』の複製物を自動的に作成する機能、(2)元となったファイルの短い『固まり』を集めた投稿されたビデオの複製物を自動的に作成する機能、(3)『ストリーミング』と呼ばれる技術によって、投稿されたビデオにユーザがアクセスすることを可能とする機能、(4)ビデオファイル全体をダウンロードすることによって、投稿されたビデオにユーザがアクセスすることを可能とする機能」等によって生じる著作権侵害は、「ユーザの指示による素材の蓄積」による著作権侵害とはいえないから、そもそも512(c)条のセーフハーバの対象外であると主張している。しかし裁判所は、前記の機能に基づく侵害は、いずれも「ユーザの指示による素材の蓄積」の結果として生じたものであり、512(c)条の対象となるとの判断を示した。

「ユーザの指示による素材の蓄積」といえるか否かの検討は、裏返せばサービスプロバイダ自身による素材の蓄積か否かを検討することにつながる。例えば、サービスプロバイダ自身がコンテンツ提供者として蓄積し、ユーザに対して送信等する素材についての著作権侵害に関しては、512(c)条の適用はない。その意味では、この問題は、我が国プロバイダ責任制限法における発信者該当性の問題と通じる部分があるといえる。

### 2.5.5 サービスプロバイダ要件

セーフハーバの適用を受けるためには、DMCAの定義する「サービスプロバイダ」に該当する必要がある。この点、DMCAはサービスプロバイダについて2種類の定義を置いている。すなわち、512(k)(1)(A)条は、512(a)条に関するサービスプロバイダ（以下、狭義のサービスプロバイダ）を定め、512(k)(1)(B)条は、512(b)～(d)条に関するサービスプロバイダ（以下、広義のサービスプロバイダ）を定める<sup>35</sup>。もっとも、両者は全く無関係ではなくて、前者は後者に包含される関係にある。

<sup>35</sup> 田村・前掲注13)109頁参照。

動画投稿共有サイトの管理運営者の免責に関する規定は512(c)条であるから、その管理運営者は広義のサービスプロバイダであることが求められる。具体的には「オンラインサービスもしくはネットワークアクセスの提供者またはそのための施設の運営者<sup>36</sup>」(512(k)(1)(B)条)でなければならない。もちろん、狭義のサービスプロバイダである「使用者が特定する二地点または多地点間で、使用者が選択する素材を、送受信にあたって内容を改変することなく、送信し、転送しまたはデジタルオンライン通信を接続するサービスを提供する事業者<sup>37</sup>」(512(k)(1)(A)条)であってもよい。

もっとも、広義のサービスプロバイダの定義は極めて広範なものであるため、それへの該当性が争われる余地は少ないものと思われる。事実、本稿で取り上げた3つの裁判例でも、サービスプロバイダ要件への該当性自体は争われていない。

### 2.5.6 適格サービスプロバイダ要件

広義のサービスプロバイダに合致するもののうち、サブ要件としての、標準的技術手段要件と反復的侵害者ポリシー要件をいずれも満たすもののみ、セーフハーバによって保護される資格を有する（以下、適格サービスプロバイダ）(512(i)(1)条)。

#### (1) 標準的技術手段要件

標準的技術手段要件については、標準的技術手段自体に「公開、公平かつ任意の多産業間標準設定手続において、著作権者およびサービスプロバイダの広範な合意に従って開発されたもの<sup>38</sup>」等の限定が付されている(512(i)(2)条)こともあって、そもそも標準的技術手段自体が存在するかという問題が存在するため、原告としては争うのが難しい要件となっている。

<sup>36</sup> 山本隆司「外国著作権法令集 アメリカ編」(著作権情報センター・2009)

<sup>37</sup> 同上

<sup>38</sup> 同上

## (2) 反復的侵害者ポリシー要件

一方、反復的侵害者ポリシー要件については、3つの事件全てで争われており、対照をなしている。512(i)(1)(A)条は「サービスプロバイダのシステムまたはネットワークの加入者およびアカウント保有者が反復して侵害を行う者である場合に、しかるべき条件の下で契約を解除することを定める運営方針を、採用し合理的に実行し、かつ、加入者およびアカウント保有者に対してこれを通知<sup>39)</sup>」することを求めている。

ここでポイントのは、どのような場合にポリシーを合理的に実行しているといえるかであるが、この点、Io事件判決もUMG事件判決も、CCBill事件判決の同じ部分を引用して次の様に述べる。すなわち、「サービスプロバイダが実効性のある通知システムおよびDMCAに合致する通知を扱う手続きを有し、著作権者がそのような通知を発行するために必要とされる情報を集めることを積極的に妨害しないなら、サービスプロバイダはポリシーを『実行している』。……法律はサービスプロバイダが様々な手続きを実行することを認めている。しかし、繰り返しまたは露骨に著作権を侵害しているユーザを、『適切な状況で』サービスプロバイダが解除するなら、その実行は合理的なものとなる。<sup>40)</sup>

Io事件判決は、このCCBill事件判決の基準を当てはめ、現状の手続きでは悪質なユーザがユーザ名等を変えて再び加入する可能性があるが、だからといって、合理的にポリシーを実行していないとはいえないとした。また、反復的侵害の証拠を求めるために、Veohは積極的にユーザを追跡する必要はないとした。関連して、Veohが、ユーザを追跡しないものの、

<sup>39)</sup> 同上

<sup>40)</sup> 「サービスプロバイダが実効性のある通知システムおよびDMCAに合致する通知を扱う手続きを有し」ていない状態の例として、ノーティス・アンド・テイクダウン手続きにかかる侵害通知の連絡先を変更しながら著作権局に届けないままとしていた事例がある (Ellison v. Robertson, 357 F.3d 1072 (9th Cir. 2004))。また「著作権者がそのような通知を発行するために必要とされる情報を集めることを積極的に妨害し」ている状態の例として、通信を暗号化して侵害通知を行うために必要な情報が収集できないようにした事例 (In re Aimster Copyright Litigation, 334 F.3d 643 (7th Cir. 2003)) がある。以上につき、山本・前掲注12)136頁注160参照。また関連して、田村・前掲注13)109～110頁参照。

侵害として特定されたコンテンツについては、誰によっても、二度と投稿ができないようにシステムを設定していることは肯定的に評価された。

UMG事件判決では、Veohが採用しているフィルタリング技術によって侵害と特定されたユーザを、Veohが自動的に解約するように運用していないことが不適切である、と権利者は主張した。しかし、CCBill事件判決から、前記基準部分、およびユーザの表現の自由にも配慮し偽証について制裁を受ける旨の宣誓証言がない通知に基づいてユーザを解約すべきではないとする部分を引用した上で、Veohはフィルタリング技術に基づいて自動的に解約すべきではないとし、権利者の主張を退けた。

またViacom事件では、YouTubeが採用しているスリーストライク・ポリシー<sup>41)</sup>において、あるユーザが複数の侵害を行っている旨のDMCA通知をワンストライクとしてしか考慮しないこと、同一ユーザによって2時間以内に投稿された侵害ファイルを指摘する通知についてもワンストライクとしてしか扱わないことのいずれについても、YouTubeの反復的侵害者ポリシーが「合理的に実行」されていないことにはならないとされた。また、フィンガープリント技術で削除した動画についてはワンストライクを割り当てていないことも、不合理とはされなかった。

以上を踏まえると、反復的侵害者ポリシー要件については、次の様なことがいえそうである。まず、完全に反復的侵害者を排除できなかったとしても、そのことのみをもって同要件を満たしていないとはされない。また、CCBill事件判決の基準を満たすことが求められるが、本当にそれだけでよいのかというと、少なくとも、本稿で取り上げた3件の場合には、反復的侵害者を排除すべく、積極的な対応を行っていたことに留意すべきだろう。

<sup>41)</sup> YouTubeの利用規約をみてください

### 「8. 著作権に関する方針

#### 1. (略)

2. YouTubeは、YouTubeの著作権に関するポリシーに従い、特定のユーザーが反復して著作権を侵害する行為を行っている場合、そのユーザーによる本ウェブサイトへのアクセスを停止します。侵害行為を2回を超えて通告されたユーザーは、反復して侵害行為を行っているものとみなします。」と定めている (<http://www.youtube.com/t/terms>。訳は筆者)。

もつとも、一定程度の対応をとっていれば、どのようなポリシーとその実行が「合理的」かについての判断のかなりの部分を、サービスプロバイダの裁量に委ねているということはできよう。この点、512(i)(1)(A)条の文言から受けるイメージとは少なからずギャップがあると考えざるを得ない。

## 2.5.7 認識不存在要件ならびに管理権・能力不存在要件

### (1) 概要

適格サービスプロバイダが、512(c)条のセーフハーバによって保護されるためには、認識不存在要件ならびに管理権・能力不存在要件を両方とも満足させなければならない。すなわち<sup>42</sup>、

認識不存在要件：以下の①または②のいずれかであること

#### ① 次の(a)～(c)の全てを満たすこと

(a) 侵害行為について現実の認識を有しない

<sup>42</sup> なお、条文は、「……サービス・プロバイダは、以下の条件を全て満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

(A)(i) サービス・プロバイダがシステムまたはネットワーク上の当該素材もしくは当該素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを現実には知らないこと、

(ii) かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または

(iii) かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに当該素材を除去もしくはアクセスを解除するための行為を行うこと。

(B) サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。

(C) 第(3)節に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたりとされるまたは侵害行為の対象とされる当該素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。」

となっている(山本・前掲注36))。したがって、ここでの整理は条文とは並びが異なることになる。もつとも、内容的に異なるものではなく、3つの裁判例を比較検討する上での便宜を考慮した。

(b) 侵害行為が明白であるような事実または状況を認識していない

(c) DMCAに合致した通知を受け取っていない

② 上記①(a)～(c)の1つ以上を満足しない場合(すなわち、侵害行為について現実の認識を有しているか、侵害行為が明白であるような事実もしくは状況を認識しているか、またはDMCAに合致した通知を受け取っている場合)、素材を迅速に削除するかアクセスを不可能にする

管理権・能力不存在要件：以下の③または④のいずれかであること

③ 侵害行為について管理する権利と能力を持たない

④ 侵害行為について管理する権利と能力を持っていても、侵害行為に直接的に帰することができる金銭的な利益を得ていない

### (2) 各事件の分析

本稿で取り上げた3つの判決において、上記の各要件がどのように論じられたかを簡単に見ておきたい。

Io事件では、認識不存在要件に関しては、まず①が問題となった。このうち、(a)については、Veohが現実の認識を欠いていたか否かという点が争われなかったため、そのまま認められた。(b)については、危険信号(侵害行為が明白であるような事実または状況)は存在しなかったと判断された。しかし(c)については、DMCA通知を受け取ったことが認められたため、①は満足されないこととなり、検討は②に移ったが、Veohは迅速な削除を行っているため、②は満たすとされた。管理権・能力不存在要件に関しては、③が問題となり、システムを管理する権利と能力を有していても、侵害行為を管理する権利と能力を有していることにはならないとされた。結果、認識不存在要件と管理権・能力不存在要件を共に満たすことから、512(c)条のセーフハーバの適用があるとの結論となっている。

UMG事件でも、認識不存在要件に関しては、①が問題となったが、(a)については、現実の認識はないとされ、(b)についても一般的な認識では危険信号たり得ないと判断された(なお(c)、すなわち、DMCA通知の受領に関しては争点とされていない)。そのため、①が満たされることにな

った。管理権・能力不存在要件に関しては、③が問題となったが、フィルタリングを行う権利と能力を有していても、侵害行為を管理する権利と能力を有していることにはならないとされた。結果、認識不存在要件と管理権・能力不存在要件を共に満たすことから、512(c)条のセーフハーバの適用があるとの結論となっている。

Viacom 事件でも、認識不存在要件に関しては、①が問題となったが、(a)および(b)共に満足するとされた（なお、(c)、すなわち、DMCA 通知の受領に関しては争点とされていない）。そのため、①が満たされることとなった。管理権・能力不存在要件に関しては、③が問題となったが、管理の前提たる、特定の記事に関する侵害についての知識がないため、管理する権利も能力もないとされた。結果、認識不存在要件と管理権・能力不存在要件を共に満たすことから、512(c)条のセーフハーバの適用があるとの結論となっている。

以上をまとめたのが、次の表である（○または◎は要件を満たしたことを意味し、そのうち、◎は、セーフハーバ適用の決め手となったことを意味する。×は要件を満たさなかったことを意味し、-は判断が示されなかったことを意味する）。

			Io 事件		UMG 事件		Viacom 事件
認識 不存在	①	(a)	○	×	○	◎	○
		(b)	○		○		○
		(c)	×		-		-
	②		◎		-		-
管理権 ・能力	③		◎		◎		◎
	④		-		-		-

ここで注目すべきは、いずれの事件でも、(a)現実の認識の不存在、(b)危険信号の不存在、③管理権・能力不存在要件、が満たされているという点であろう。以下これらについてももう少し詳しく見ておきたい。

### (3) 現実の認識

現実の認識についてであるが、UMG 事件の説くところによれば、投稿

されたファイルが、著作物であることや音楽を含んだものであることを認識しているだけでは、現実の認識が存在したことにはならない。また同判決は、権利者がサイトの管理運営者に対して侵害ファイルについて通知を行ったとしても、当該通知をヒントに（例えば、通知中のアーティスト名で）サイトの管理運営者が自身のサイトを検索すれば見つけ出すことできたであろう他の侵害ファイルについては、現実の認識が存在するとはいえないとする。

次に、Viacom 事件判決は、動画投稿共有サイトには少なからず侵害ファイルが投稿されているという一般的な認識では、ここにいう現実の認識には当たらないとし、特定の個別記事についての特定のかつ同定可能な認識でなければならないとする。さらに、Io 事件判決は、権利者から侵害についての通知がないから「現実の認識を欠くことに疑問はない」としている。

結局、これらの判決に基づくなら、現実の認識が存在するとされるためには、権利者の側としては、個々の侵害ファイルを特定し、サイトの管理運営者側が何らの追加作業なく問題のファイルを同定できるような、具体的な通知を行う必要があるということになる。

### (4) 危険信号

危険信号であるが、まず Io 事件判決によれば、著作権登録による擬制認識、投稿された作品がプロフェッショナル・クオリティであること、連邦表示法に基づくラベルの欠如、等は危険信号に当たらない。また、UMG 事件判決は、侵害ファイルが頻繁に投稿されていることを認識していたとしても、それだけでは危険信号に当たらないとする<sup>43</sup>。

Viacom 事件判決も同様に、動画投稿共有サイトには侵害ファイルが投稿されているという一般的な認識では、危険信号には当たらないとし、個別記事についての特定のかつ同定可能な認識でなければならないとする。さらに、同判決は、ファイルが侵害であることに関する事実や状況を知らされたサイトの管理運営者が、何らかの調査を行わなければ、当該ファイルが侵害であるか否かが判明しないような場合は、当該「事実や状況」を危

<sup>43</sup> 考え方としては、Netcom 事件判決が寄与侵害成立に求めた認識のレベルと近いといえよう。同判決の意義について、田村・前掲注13)89頁参照。

危険信号と捉えることはできないとする。また、特定の投稿が侵害である可能性を統計的に示すに過ぎない事実や状況も危険信号とはいえないとする。

文言だけに照らせば、あるサイトに侵害ファイルが頻繁に投稿されているという事実や状況の存在は、当該サイトに投稿されている任意のファイルについて、「侵害行為が明白であるような事実または状況」に含まれるのではないかと思われるところであるが、本稿で取り上げた判決からする限り、そのように解釈することは適当ではない。この点、UMG 事件判決が明言しているように、侵害を特定する負担は権利者側に存在し、サービスプロバイダには存在しないという考え方が、強く影響していることが指摘できよう。同様の考え方は、Viacom 事件判決も示している。

#### (5) 管理権・能力不存在要件

管理権・能力不存在要件も注意が必要である。

動画投稿共有サイトの管理運営者は、サービスを提供するために、当然のこととして当該サイトのシステムを管理する権利と能力を有している。問題は、このような管理権と能力を有することで、侵害行為について管理する権利と能力を有していると判断されるか否かである。仮に、それが肯定されたとした場合、サイトの管理運営者は、侵害行為に直接的に帰することができるような金銭的利益を得ていないことを証明しない限り、セーフハーバの適用を受けることができなくなる<sup>44</sup>。一般に、動画投稿共有サイトの管理運営者は、サイトの運営からなにかの金銭的利益を上げていることは事実であるため——もちろん、それが侵害行為に直接的に帰することができるようなものかどうかで争うことはできるが<sup>45</sup>——セーフハーバの適用は比較的難しくなってしまう。その意味で、この管理権・能力不存在要件は、重要な論点となってくる。

<sup>44</sup> この点は、認識不存在要件を欠く場合、または認識後、迅速に侵害ファイルを削除した場合も変わらない。

<sup>45</sup> サービスの対価として、定額の料金を受け取っているだけでは、直接の金銭的利益を得ているとはいえないとされる。山本・前掲注12)134頁注157参照。関連して、田村・前掲注13)111～112頁参照。

この点、Io 事件判決では、システムを管理する権利と能力は、侵害行為を管理する権利や能力とは同じものではないと明言されている。また、DMCA は、侵害素材の存在を（現実には、危険信号によって、または DMCA 通知によって）認識した場合、迅速に侵害素材を削除することを求めている、それはサイトの管理運営者がシステムを管理する権利と能力を有することを前提とする以上、そのことによってセーフハーバの適用を失うと解することはできないとする。UMG 判決もほぼ同様の見解を示した上で、フィルタリング・ソフトウェアを実行する権利と能力についても、それだけでは侵害行為を管理する権利と能力があったとはいえないとする。

Viacom 事件も侵害行為を管理する権利と能力がサイトの管理運営者にあったことを否定するが、ただその論理は Io 事件判決等のそれとは異なり、侵害行為を「管理する権利と能力」は、記事を特定するレベルで侵害行為を認識している必要があるところ、YouTube には、そのようなレベルの認識が存在しないため、管理する権利と能力がないと判断されている。

このように、3つの判決が全て侵害行為を管理する権利と能力の存在を否定するが、では、どのような場合にそれが肯定されるのだろうか。この点、UMG 事件判決は、一例として Perfect 10, Inc. v. Cybernet Ventures, Inc., 213 F. Supp. 2d 1146 (C.D. Cal. 2002) を引用する。すなわち、同判決は「コモン・ロー上の代位侵害に関する原告の請求を評価する際に当てはめるものとは異なった『管理する権利と能力』テストを採用した。なぜなら、『512条は、サービスプロバイダによる、あるレベルの著作権執行活動を、罰するのではなくて、推奨することを意図しているからである。特許寄与侵害事件の言い回しを使えば、……<何かしらのプラスアルファ>が求められる』。Cybernet 事件の『何かしらのプラスアルファ』は、サービスプロバイダが、年齢認証サービスの利用でさえ許諾する前にサイトを事前スクリーニングしていたこと、広範なアドバイスをサイトに与えていたこと、同一サイトの分散を禁止していたこと、その他様々な方法で管理を果していたこと、等の事実であった。Corbis (at 1110) も参照（被告は自身のサイトのために侵害素材を選別する意図を持たず、掲載前に製品をプレビューすることも、商品説明や希望小売価格を編集することもなく、販売に関してその他の形で自身を巻き込むことがなかった。このような場合、被告がアカウントを解除しようと思えばできたとしても、被告には管理する権利

も能力もないとされた。』

以上を踏まえると、この管理権・能力不存在要件が満たされない状況(すなわち、セーフハーバが適用されない状況)とは、サイトやシステム自体を管理する権利や能力を超えて、投稿される情報の中身について一定の管理権と能力を有する場合ということになるように思われる。

## 2.5.8 小括

本稿で取り上げた3つの判決からは、細かい部分を別として、一定の傾向が読み取れるように思われる。

まず、動画投稿共有サイトは512(c)条の対象となり、サイトの管理運営者は、DMCA上の広義のサービスプロバイダであるとされる。また、DMCAの定める手続きに従って侵害通知を受け取る窓口を設置し、反復的侵害者を一定程度実効的に解除していれば(完全には反復的侵害者を排除できなくても)、セーフハーバに適格なサービスプロバイダとなり得る。次に、特定のファイルが侵害であることを示す具体的な認識がなければ、認識不存在要件を満足しないとしてセーフハーバを失うことにはならない。侵害ファイルが存在する旨の一般的、統計的な認識は、現実の認識があるとも、危険信号が存在したとも解されない。侵害行為を特定する負担は権利者側に存在すると解されているから、権利者としては、侵害ファイルを具体的に特定し、サイトの管理運営者が容易に同定可能な通知を送ることが求められる。もちろん、サイトの管理運営者は、そのような具体的通知を受け取った場合は、特定されたファイルを迅速に削除しなければならない。なお、サイトそのものを管理運営する権利や能力がサイトの管理運営者にあったとしても、それは当然のことであり、侵害行為を管理する権利や能力とは異なり、そのことをもって、セーフハーバが適用されなくなることはない。

以上が、この3つの判決から読み取れる、一般的傾向、ベースラインとも呼べるものである。この一般的傾向、ベースラインを念頭に置きながら、次章では、我が国の裁判例について見ていきたい。特に、ベースライン中、侵害ファイルが存在する旨の一般的、統計的な認識はサイト運営者に不利に働かないとする部分、侵害行為を特定する負担は権利者側に存在すると解する部分、サイトそのものを管理運営する権利や能力は侵害行為を管理

する権利や能力とは別とする部分、については留意しておきたい。

---

\* なお本文中「2. 米国における裁判例」において「3件とも注目すべき裁判例であると思われるが、これまで我が国ではあまり紹介されてこなかった感がある……」としたが、校正中に、既に平野晋「米国プロバイダ責任制限法～『デジタル・ミレニウム著作権法』512条等に関する幾つかの裁判例の紹介～」総務省プロバイダ責任制限法検証WG(第3回会合)資料[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000097097.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000097097.pdf)および林大介「動画共有サイトの著作権侵害責任(上)」ビジネスロー・ジャーナル35号(2011)110～114頁があることを知った。